

愛司発第235号
令和3年10月21日

各 位

愛媛県司法書士会
会長 光 田 正

事務局入室制限の解除のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、愛媛県が令和3年10月20日、新型コロナウイルス感染に対する県独自の警戒レベルを、3段階で最も低い「感染縮小期」に引き下げたことから、当会において感染防止のため実施してまいりました一般市民の方の事務局入室制限について、本日より解除いたしましたのでお知らせします。

なお、事務局入室の際は、感染拡大防止のため、引続き下記の感染回避行動をとって頂きますようお願いいたします。

記

事務局入室の際のお願い

- ・マスクの着用
- ・手指消毒（入口備付のアルコール消毒液で消毒して下さい）
- ・体温測定

次の方は入室をご遠慮ください

- ・新型コロナウイルス陽性者又はその者と濃厚接触した者
- ・発熱や風邪等の症状又は倦怠感のある者